



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

2015年12月

No.7

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

特集

子どものための面会交流 ～子どもの健やかな成長のために～

今回のエールながさき通信では、「面会交流」についてご紹介したいと思います。

「面会交流」は、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが、子どもと定期的または継続的に会って話をしたり、電話や手紙などを通して交流を保つことをいいます

では、「面会交流」をスムーズに行うために、実際にどのようなことを取り決めればいいのでしょうか…

■面会交流のためのルール作り

◆頻度と時間

会う頻度 月〇回（第〇 〇曜日）

面会時間 （〇年（歳）までは 〇時間、〇年（歳）からは 〇時間）

※月に〇回とするのが一般的です。たとえば、第2土曜日などと決めておくとお互い予定が組みやすいので長続きしやすくなります。また、1回の面会時間を決めておきます。子どもが小学校低学年ぐらまでは2時間程度、それ以降は半日から1日の取り決めが多いようです。

◆場所

どこで会うか決めたか 行ってはいけない場所はあるか

◆子どもの受け渡し方法

どこで子どもを受け渡すか、送り迎えはどうするのか

遠距離の場合の交通費はどちらが負担するのか

お小遣いやプレゼントに関するルールは決めたか（金額、事前に了承を得るなど）



◆特別な行事や特別な日

子どもの入園、卒園、入学、卒業式、運動会、クラブ活動の応援などに参加してもよいか

誕生日やクリスマスなどの特別な日はどうするのか

◆間接的な交流の方法

子どもに電話やメールをしてもよいか、手紙を送ってもよいか

◆予定変更の連絡の取り方

急な予定変更や病気やけが等で行けなくなった場合の連絡先や振替日等は決めたか

◆取り決めに違反した場合

取り決めに違反した場合、面会を制限するなどの罰則をどうするか

◆その他

子どもが何か頼んできた場合、 宿泊の可否、 連絡方法…など

Point

安心して面会交流ができるよう、上記のようなルールを定めて書面化しておくことで安心です。また、子どもの年齢や気持ちを考えたうえできちんと説明することも必要です。

■その他、注意してほしいこと

◆勝手な判断でルール違反をしない

面会交流においては、帰宅時間に遅れたり、会うだけだと思っていたら「泊まりたい」と言い出すなど、予定外のことが起こる可能性があります。このような場合、自分勝手に判断しルール違反をしてしまうとトラブルの元になります。面会交流を続けていくためにも必ず相手に承諾を得るようにしましょう。



◆面会交流の要求に応じてもらえない

面会交流を拒否することは、子に悪影響を与える特別の事情でもない限り許されません。そのような事情がないにもかかわらず面会交流に応じてもらえない場合は、家庭裁判所に調停の申し立てをすることになります。

◆面会交流を制限されるケース

面会交流が子どもの福祉と利益に反し、子どものためにならない場合には制限されることがあります。例えば、面会交流についてルール違反した時、子どもへの暴力や連れ去りのおそれがある、子どもが面会を拒んでいる、約束を守らず勝手に子どもと会ったなどが考えられます。

まとめ ～子どもの健やかな成長のために～

面会交流は子どものために行われるものです。難しいことだとは思いますが、夫婦の関係とは別に子どもの父と母という立場に気持ちを切り替えてみてください。そして、子どもの気持ちを最優先に考え面会のためのルールを話し合ってください。より良い親子の交流が実現できるよう願っています。

■自立のためのエール！

諫早市・長与町・時津町にて特別法律相談を開催します。

ひとり親、および寡婦の方を対象に、養育費、親権、財産分与、慰謝料、借金の問題などを解決するための個別無料法律相談会を開催します。

なお、予約の際に、相談員による事前相談を受けていただきます。お一人様 30 分、事前予約制です

地区	開催日	会場
諫早市	平成 28 年 2 月 18 日 (木)	諫早市民センター 第 3 講座室
長与町	平成 28 年 2 月 24 日 (水)	長与町老人福祉センター 会議室
時津町	平成 28 年 2 月 25 日 (木)	時津東部コミュニティーセンター 会議室

◆時間：18 時 30 分から 21 時まで

◆託児：あり

◆申込・問い合わせ先：YELL (エール) ながさき (☎095-813-0800) 担当：松尾・濱崎

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELL ながさき)

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <http://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 長崎市ひとり親家庭福祉会